

令和8年1月
左京区役所地域力推進室
〔 総務・防災・地域連携促進担当 小巻、河瀬 〕
TEL : 075-702-1001
FAX : 075-702-1301

令和8年度消防用設備等点検業務委託仕様書

1 一般事項

本仕様書は、旧岩倉証明書発行コーナー及び静市出張所の消防用設備等点検についての業務内容を定めたものである。

2 業務内容

(1) 定期点検

設備の機能確認のため12箇月に1度、消防設備等の点検の資格を有する技術員を派遣し、消防法施行規則第31条の第1項及び第3項に定める点検を実施するものとする。

なお、点検月は12月とする。

(2) 緊急措置

万一、火災その他の原因により消防設備が作動した場合、又は事故が発見された場合において、応急措置の要請があった時はただちに適切な処置をとるものとする。

3 履行場所

- (1) 左京区役所旧岩倉証明書発行コーナー（京都市左京区岩倉中町403番地）
- (2) 左京区役所静市出張所（京都市左京区静市市原町36番地の3）

4 点検対象機器

別紙のとおりとする。

5 報告

定期点検の結果、あるいは処置の内容については、定められた様式により報告書を作成し、提出するものとする。

6 不可抗力等による損害負担

取扱い不注意、天災、不可抗力、その他受注者の責に帰すべからざる事由により生じた故障修理の費用については、発注者の負担とする。

7 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日

8 環境への配慮

委託業務の実施に当たり、環境に充分配慮するものとする。

9 再委託の禁止

本業務については再委託を認めない。

10 委託料の支払い

業務終了後、契約金額全額を支払うものとする。

11 その他

- (1) 本仕様書内容以外の事項については別途協議のうえ決定する。
- (2) 旧岩倉証明書発行コーナーの作業日時については、入居者と調整し、確定後、左京区役所に報告する。

旧岩倉証明書発行コーナー点検対象機器

1 自動火災報知設備

(1) 感知器

ア 差動式スポット型	10個
イ 定温式スポット型	3個
ウ 煙式スポット型（光電式・非蓄積）	2個
(2) 地区音響装置	2個
(3) 発信機	2個

2 誘導等及び誘導標識

(1) 避難口

ア 中型	1台
イ 小型	6台

(2) 通路

小型	1台
----	----

3 消火器具

消火器	4個
-----	----

静市出張所点検対象機器

1 自動火災報知設備

(1) 感知器

ア 差動式スポット型	10個
イ 定温式スポット型	3個
ウ 煙式スポット型（光電式・非蓄積）	2個
(2) 地区音響装置	2個
(3) 発信機	2個

2 誘導等及び誘導標識

避難口

(1) 中型	1台
(2) 小型	2台

3 消火器具

消火器	2個
-----	----